



申請枠区分

通常枠

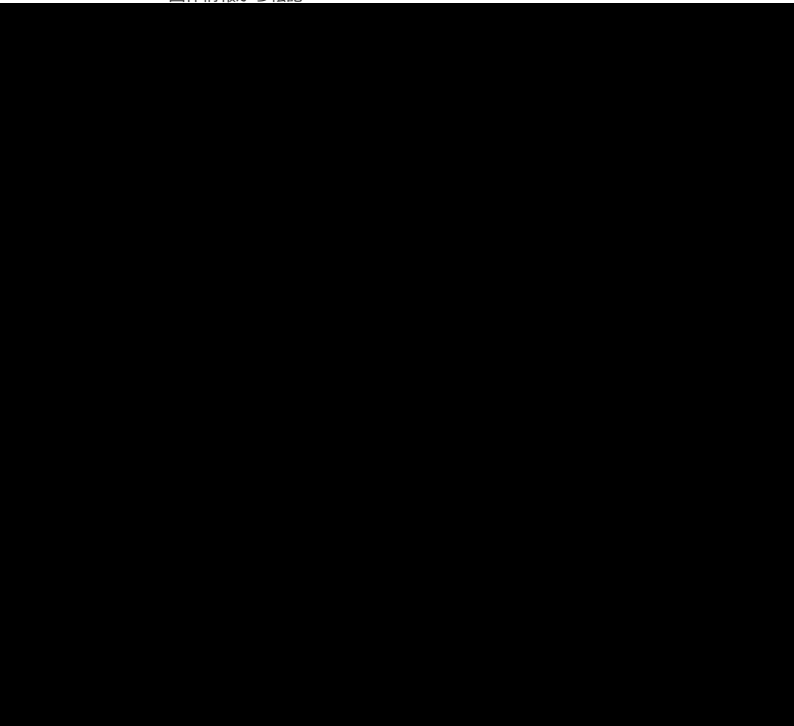
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人育て上げネット

団体代表者 役職・氏名

理事長・工藤啓

分類

法人番号

5012805000532

団体コード

申請団体の住所

東京都立川市高松町2丁目9番22号生活館ビル3階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	若者をつなげるための「夜の居場所」創出および経営運営支援事業		
	事業名（副）	実践と研究の融合を通じた社会実装モデルの形成		
	団体名	特定非営利活動法人育て上げネット	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-1全国ブロック			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	若者向けの夜間の居場所の開設および提供は、その地域に住む若者の孤立・孤独の緩和・解消を通じ、メンタルヘルスの向上に寄与すると考えられるため。また、夜間の支援は、主に日中提供される行政由来の支援を保管する活動として、地域福祉に貢献すると考えられるため。
1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	若者向けの夜の居場所は、住居不安定・家庭に居場所がない若者のセーフティネットとして機能する。また、地域コミュニティや社会との接点として、中長期的には就労等の社会参画機会につながったり、適切な福祉サービスの提供の起点となるkとおを通じて、若者が貧困状態に直面するリスクを低減することに寄与すると考えられるため。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	若年女性・LGBTQなど、特に困難を抱える層への支援等、居場所がジェンダー配慮型の拠点であることを掲げる場合、ジェンダー平等に貢献することが期待されるため。

10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	居場所は社会的に孤立した若者を地域につなぐ場として機能することを通じ、利用者が地域社会と繋がりが、包摂される機会を提供することに寄与すると考えられるため。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	居場所は地域社会の理解と協力を得て継続的に運営が可能となる活動・場所である。地域社会と居場所との繋がりの中で、利用者もまた地域社会と繋がる接点を獲得し、その地域への理解と愛着を深めていくことで、様々な立場を包摂するまちづくりに繋がると考えられるため。

Ⅰ.団体の社会的役割

<p>(1)団体の目的 197/200字</p> <p>特定非営利活動法人育て上げネットは、『すべての若者の自分に合った「働く」と自分に合った「生き方」を実現する」をビジョンとし、「若者と社会をつなぐ」をミッションとして、広く社会全体で若者を応援する土壌を作っている。</p> <p>また、若者を支援していくとともに、その保護者や家族へのサポートも実施し、地域社会、行政、企業と連携しながら、社会問題解決のための「社会的投資」の担い手を増やすことを目的としている。</p>
<p>(2)団体の概要・活動・業務 198/200字</p> <p>2004年の活動開始以降「若者就労支援」「支援基盤強化」「生態系創出」の3つを重視した取組を行い、近年は若者の孤立孤独対策を重視した事業を開始している（2024年現在 従業員数136名、連携企業/行政/団体数300以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者就労支援プログラム「ジョブトレ」「アトオシ・オンライン」 ・保護者サポート「結」 ・若者の居場所「夜のユースセンター」 ・高校や少年院等、教育機関に所属する若者への支援

Ⅱ.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	夜間に安心して過ごせる居場所がなく、孤立や不安を抱える若者等を直接的対象グループとして想定。 具体的には、学校や家庭、職場などに居場所を見出せず、夜間に行き場を失いやすい、概ね15歳以上から30代の若年層を想定している。対象層には若年層のシングルマザー・ファザー、LGBTQ、外国ルーツの若者等も含む。				(人数)	約222万人 ※算出根拠 2024年10月時点の15歳～39歳までの人口3,150万人に、令和4年度内閣府調査「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果報告」において孤立・孤独を「しばしば・常に感じる」と回答した各年代の割合を乗じて算出		
最終受益者	上記の受益者およびその家族				(人数)	約660万人		

<p>事業概要</p> <p>594/600字</p>	<p>若者の孤立・孤独が深刻化する中、近年社会全体で取組が進み始めている。一方、公的支援が手薄になる夜間において、若者とつながり、支える居場所の必要性は依然として高いものの、取り組みが進んでいない現状がある。</p> <p>本事業は、孤立や困難を抱える若者（概ね15歳～30歳代）を対象に、夕方から夜間まで開所する居場所活動の立ち上げ・運営する実行団体を支援するものである。居場所は定期的に開所する事を前提としつつ、各地の実情に応じた提案を柔軟に受け入れる。</p> <p>加えて、居場所支援に関しては、地域社会との接続性、活動の継続性が重要であることから、活動には必ずソーシャルワーカー等の専門人材を関与させ、支援ニーズの把握と当事者および地域との信頼関係を構築することを重視する。</p> <p>また、実行団体の資金調達面での持続可能性確保に向けた活動もサポートするほか、居場所（支援）に関する成果を可視化し社会に示していくために、各団体に研究者との共同で調査研究を行い、現場の実践と研究者の知見を融合させた活動を推進する。これらの研究活動の過程で見えてきた課題や変化は自治体や関係省庁と共有し、政策提言活動にも取り組むことで、地域社会における居場所の制度的実装を後押しする。基礎自治体や都道府県への提言は実行団体が、国への資金分配団体（FDO）が担う。</p> <p>本事業の中で、現場での支援と活動を対象とした研究を通じて社会実装につなげる。</p>
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>若者の孤立や孤独の問題は、全国的な課題としてようやく注目され始めたが、その実態は依然として深刻である。特に10代後半から20代前半の若者においては、相談先や居場所の整備が不十分であることに加え、そういった社会資源が「あるのに使えない」という構造が長年にわたって続いてきた。</p> <p>たとえば、内閣府の子供の生活状況調査（令和3年度）では、「何でも相談できる場所」について「利用したい」と回答した若者が15.7%いる一方、実際に「利用したことがある」と答えたのは2.7%に過ぎなかった。このギャップの背景には、支援の設計・運営が日中・行政中心・高ハードル型になりがちであるという構造的な問題がある。居場所支援、相談支援といった活動についても、この問題はあてはまる。</p> <p>この問題を解消するためには、以下の3つの「壁」を克服することが重要であると考えられる。</p> <p>時間の壁：学校帰りやアルバイト終わりなど、若者が支援を必要とする時間帯に開いている場所が少ない</p> <p>制度の壁：行政組織が縦割りであるため、自分がどこにつながればよいかわからない</p> <p>関係の壁：自分にとって信頼できる大人かどうかわからない</p> <p>特に「夜」の時間帯は、若者が孤独感を最も感じやすく、また虐待や自傷行為、自殺のリスクが高まる時間でもある。実際、政府による統計や現場の支援団体の報告でも、「夜に孤立を深め、翌朝に自死に至る」という事例が繰り返し報告されている。</p> <p>行政やNPOによる夜間支援は依然として希少であり、特にリアルな居場所＝物理的に安心して立ち寄れる空間の整備は全国的に見ても十分とはいえないのが現状である。SNS相談等のオンライン支援が一定の機能を果たしている一方で、「今すぐ逃げたい」といった緊急性の高いニーズや、「顔見知りの誰かと居たい」といった孤立孤独に直面する若者が発するニーズに応えるにはリアルな場の存在が不可欠である。</p> <p>こうした中、地域に根差し、若者と日常的につながることが可能な支援団体による「夜の居場所」の設置・運営は、若者の孤立・孤独を予防するためのインフラとして、地域にとって大きな価値を持つと考えられる。これまで分断されてきた「福祉」「教育」「地域」「医療」の隙間を埋める実践として、地域における持続的なモデルづくりが求められている。加えて、可視化が難しい居場所支援の成果を社会への提示の在り方を検討していくことも重要である。</p>	<p>1000/1000字</p>
<p>(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況</p> <p>若者の孤立や孤独への対策として、国や自治体により様々な取組が進められている。居場所に関する取り組みでは、日中の居場所の設置については徐々に広がりを見せている他、シェルター事業のような「夜から朝にかけて、緊急的に居住環境を提供する事業」であるが、利用可能な地域資源が少なくなる夕方から夜間に若者の孤立孤独を解消し、地域社会との接点を提供するような居場所支援の取り組みは限定的であるのが実情である。</p>	<p>198/200字</p>
<p>(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況</p> <p>当団体はこれまで、昼夜やオンラインを含む若者向けの居場所運営を行ってきた。加えて、学校や少年院との連携によるアウトリーチや、居場所利用後の就労支援までを含む一連の支援体制を構築しており、若者の多様な状況に応じた柔軟な支援に取り組んでいる。2024年度の受益者実人数は約3万人、夜のユースセンターの利用者は年間のべ約1,500人となっている。</p>	<p>170/200字</p>
<p>(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義</p> <p>行政の支援が届きにくい夜間の時間帯に、若者が安心して過ごせる居場所を地域に根づかせることは、孤立・孤独の深刻化を予防する上で重要である。民間ならではの柔軟な支援を展開することで公的支援の隙間を補完し、その取組の成果を調査研究を通じて可視化し、中長期的に政策制度を通じた社会実装を目指すモデルを構築することには、休眠預金を活用する大きな意義があると考えられる。</p>	<p>179/200字</p>

IV.事業設計

<p>(1)中長期アウトカム</p> <p>本事業終了後3～5年後のアウトカムとして下記を想定している。</p> <p>(1)【当事者】若者等の孤立・孤独の予防・解消</p> <p>夜間に安心して過ごせる居場所が地域に定着し、継続的に活用されることで、若者が社会との接点や安心安全な物理的環境を獲得し、信頼できる人間関係を醸成できるようになる。結果として、孤立・孤独の慢性化や自殺・虐待といった深刻な事態を未然に防ぎ、若者が自らのペースで前向きな選択をできるようになる状態を目指す。</p> <p>(2)【地域】包摂的な地域の形成</p> <p>夜間の若者支援を通じて、学校・福祉・医療・地域住民・研究者などが連携し、多様な背景をもつ若者を受け入れる包摂的な地域基盤が形成される。若者が地域の中で「支えられる存在」から「地域の一員」として関わり直せるような双方向的な関係性が生まれる。</p> <p>(3)【実行団体】持続的な居場所の経営・運営力の獲得</p> <p>実行団体が居場所運営を通じて、実践・研究・資金調達・政策提言などの多面的な機能を獲得し、事業期間終了後も地域内で継続的に若者支援を展開できる体制が整え、該当地域における社会実装および他地域へのモデル展開の足がかりとする。加えて、実行団体の職員に対する非資金的な支援を通じ、事業の経営・運営能力を底上げし、事業の持続可能性を高められている。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
夜間の居場所活動により、若者が安心できるつながりを得て孤独感が軽減する。		利用者の孤立・孤独感の変化	継続的に利用している利用者人数（週1回以上）	孤立・孤独感：高い	継続利用者：0人		左記継続利用者の中で、利用開始から評価時点とを比べて孤独感が減少したと回答した利用者の割合：70%以上 継続利用回数：延べ300人以上
対象地域において、若者の居場所および居場所を運営する支援機関と地域資源との連携が進み、包括的な支援環境が形成される。		地域資源との連携件数/地域関係者との定期協議の実施回数		連携件数：ほぼなし/協議：未実施			居場所への受益者のリファアー元/リファアー先10団体以上
対象地域において、家族も含めた支援が実施され、家庭内の安心感や関係性が改善する。 ※家族支援に係る活動を盛り込んだ団体のみ		家族との面談・同行支援件数/利用者の家庭関係満足度調査		家族支援：未実施/関係満足度：低			家族支援実績を有している状態。
居場所の利用を契機として、利用者が本人の状態やニーズにあった地域資源（就労、福祉、医療、教育等）につながっている		受益者の居場所利用時/利用後の状況調査		社会資源に未接続/実行団体からみて未把握			居場所利用者で利用時/利用後何らかの社会資源に接続を必要とする利用者の7割が、適切な地域資源に接続されている。
研究者との連携を通じて、居場所支援（とくに夜間の居場所）の活動実態とその成果について、客観的に分析し、活動の成果を可視化している。加えてその成果が地域社会に対して提示されている。		研究者・有識者との共同研究実績。研究結果の公開。		共同研究未着手/研究結果未発表			全ての実行団体が、夜間の居場所の取組を研究対象とする共同研究者とつながり、共同研究を行っている状態。加えて、その結果について社会に対して公開されている状態。
居場所の利用を通じて、若者当事者が支援団体職員（実行団体および支援機関）以外の他者と繋がり、地域社会との間に関係が生み出される		受益者の居場所利用前/利用開始その後の状況調査		居場所を通じてつながった団体職員以外の他者がいない状態			継続的に居場所を利用する若者当事者の7割が、居場所を利用する中で友人ができたと回答している状態。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域において、実行団体が外部資金の獲得や協働を通じて居場所運営の自立性を高める。		外部資金調達回数（例：寄付のトランザクション数）		外部資金：未獲得			クラウドファンディング・寄付などの具体的な資金調達を目的とした活動の実施
対象地域において、若者支援に関する政策提案が実行団体・地域から自治体に提出される。政策提案の前提として、事業の成果を可視化するための調査研究がなされている		自治体への政策提案件数／行政関係者との面談・報告回数		政策提案：0件／行政接点：未整備			行政との面談機会・意見交換：半期ごとに1回以上 自治体・省庁等への政策提言：期間中1回以上
実行団体のスタッフのスキル、能力（居場所支援に関するスキル、事業評価、資金調達、政策提言等に係るスキル）が伸長している		FDOによるノウハウの提供機会に対する参加率		未参加			実行団体担当者の参加率100% 参加した支援者の80%が、自身のスキル・能力に関してポジティブな変化があったことを実感できている状態
実行団体の組織基盤能力（事業マネジメント能力等）が高まっている		ロジックモデルの策定状況 当初計画の遂行状況		提案事業のロジックモデル未検討 事業計画はあるが、事業は未実施			ロジックモデルの整備率100% 事業計画に対する事業進捗率80%

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
①対象者の生活時間に配慮した居場所事業 ハード（施設）の提供およびソフト（スタッフ）によるサポートの提供を通じて若者のための居場所を運営する ※特に、夜間帯（18時から21時など）の支援の提供	2026年7月～2029年1月	96/200字
②相談対応 居場所利用時・利用前後のタイミングで寄せられた若者からの相談を受け止め、必要に応じて助言等のサポートを提供する。	2026年7月～2029年1月	62/200字
③体験機会の提供 体験格差の是正や、若者と地域の接点づくり、利用者同士の関係構築等を目的としたイベントや各種機会を提供する。 ※体験機会の開催場所は必ずしも居場所の空間内に限定しない	2026年7月～2029年1月	91/200字
④食糧支援（弁当類の提供・保存食料品の提供等を含む）の実施 生活・経済困窮世帯の若者等に対して、居場所利用中の飲食物の提供や、持ち帰り可能な食料品等の提供を行う。 ※提供に当たっては、本事業の想定受益者に提供できるよう適切に管理すること。また、衛生管理面でも対策を講じること。	2026年7月～2029年1月	138/200字
⑤学習支援（学習環境の整備あるいは指導）の実施 自宅に学習環境を確保できない若者等がいる場合、居場所内で学習支援環境の提供を行う。支援は常設／定期開催／不定期開催など開催形式は問わない。学習支援を担当するスタッフのアサインは任意（自習スペースの提供も可とする）	2026年7月～2029年1月	130/200字
⑥就労支援 就労意向あるいは就労のためのスキルアップについて意欲を持っている若者等がいる場合、就労支援の提供を行う。就労支援は居場所内で行われる活動に限定しない（例：地域事業者と連携し就労体験機会の提供等）。	2026年7月～2029年1月	104/200字

⑦同地域における支援機関・関係団体との連携 活動エリア内外で、想定受益者層に対する支援を行っている団体との間で、受益者のリファーマー、活動面で協働する。その際、ソーシャルワーカー等、自団体と地域とを接続するための適切な人材を配置し、若者が居場所に繋がるようサポートを行う。	2026年7月～2029年1月	134/200字
⑧調査研究 活動の成果や社会的インパクトを明確にすることを目的とした調査研究を実施する。調査体制は、団体内で推進するパターン、外部パートナー（学識経験者、調査期間等）と連携するパターンどちらも可とする。	2026年7月～2029年1月	101/200字
⑨政策提言 ⑧の調査結果等を活用しながら、省庁・自治体等に対して活動の必要性を提示し、政策化に向けたコミュニケーションの機会を設ける。	2028年9月～2029年1月	67/200字
⑩資金調達 本事業の助成期間終了後の活動の継続を見据えた、資金調達を目的とした活動の展開。	2028年9月～2029年1月	45/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
事業全体設計・企画。計画修正、事業全体のロジックモデルの策定。	2026年4月	31/200字
提案募集・実行団体の決定	2026年4月～6月	12/200字
(組織基盤強化) 事業設計・企画に関するサポート ・提案事業のゴール設定・ロジックモデル（アウトカム・アウトプット・インプットの整備）サポート ・事業計画、資金計画のアップデートサポート	2026年7月～2026年8月	92/200字
(組織基盤強化) 事業実施に対する環境整備のサポート ・夕方・夜の時間帯の居場所支援の実施に対する助言 ・居場所支援事業以外の支援に対する助言（相談・学習・就労支援等）、支援コンテンツの共有 ・グッドプラクティスの紹介・実行団体含む支援機関のノウハウ共有機会の提供	2026年7月～2026年9月	131/200字
(組織基盤強化) 事業実施体制や支援体制構築のサポート ・支援者（ボランティア等）の育成に関する助言 ・支援者同士の交流機会の提供	2026年7月～2029年1月	64/200字
(組織基盤強化) 活動の社会的インパクト評価に関するサポート ・インパクト評価に関する助言 ・学識経験者等のマッチング	2026年7月～2026年9月	59/200字
(組織基盤強化) 休眠預金事業を円滑に実施するための経理・計画進捗管理サポート ・事業計画変更・事業報告書作成サポート ・団体経営・運営に関する助言	2026年6月～2029年1月	73/200字
(環境整備) 事業成果を社会に伝える能力育成 ・団体の事業の経過や成果に関する対外的な情報発信・説明に耐えうる素材を作るための記録や成果報告作成のサポート	2028年9月～2029年1月	78/200字
(環境整備) 事業継続のためのリソース調達に関するサポート ・資金調達サポート（クラウドファンディングを含む、団体の規模に合わせた多様な資金調達方法アドバイス）	2028年9月～2029年1月	79/200字

<p>(環境整備) 地域コミュニティへの接続、支援の生態系づくりに関するサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のステークホルダーと繋がるノウハウの提供 ・グッドプラクティスの共有 ・省庁等、公的機関へのアプローチ、政策化へ向けた取組のノウハウの提要 	2026年7月～2029年1月	109/200字
<p>(環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行団体の活動内容に関して知見を有する研究者・有識者のマッチングサポート 	2026年7月～2026年9月	44/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>若者支援の必要性を喚起し、政策制度として実装されるための活動として、インターネット、SNS等を活用した情報発信と、省庁や自治体への働きかけを行う。オンラインの情報発信は、支援団体や当事者やその家族、直接のつながりのない公的機関等、ひいては社会全体をターゲットにひろく支援の必要性について理解を深めてもらうことを目的として実施する。省庁・自治体等に対しては、中長期的な政策化を促すことを目的に実施する。</p>	200/200字
<p>連携・対話戦略</p>	<p>【連携戦略】 実行団体の継続的・円滑な活動をサポートするために研究機関、ファンドレイジングサポート企業、政策提言に強みをもつコンサルティング企業等と連携を図る。</p> <p>【対話戦略】 子ども家庭庁、厚生労働省などの中央省庁、都道府県・市区町村といった地方自治体に対する政策提言をFDO、実行団体それぞれの層で行っていく。JANPIA、実行団体とは現状共有や取組推進のための定期的な協議の機会を設ける。</p>	196/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>本事業終了後、休眠預金に依存せず自走していくために、以下に注力し運営していく。</p> <p>①資金調達のための体制強化 弊団体は複数の地域若者サポートステーションの受託等の実績を有する。また、公共事業だけでなく、国内外民間企業・財団との協働実績、金融機関との取引実績も有する。事業の多様性を維持し、安定的な事業運営を目指す。</p> <p>②組織の自走化 団体設立から20年が経過し、組織運営のためのノウハウが蓄積されている。創業メンバーから次世代メンバーへのノウハウ移行も進め、安定した経営体制を構築する。</p> <p>③支援ネットワークの構築 自団体の活動に留まらず、若者を支える多様な主体と連携し、“支援の生態系づくり”を進め、若者支援全体の持続性を高めていく。</p> <p>④政策化に向けた取組の推進 少年院との連携、サポステ運営など、弊団体の取組が政策として取り入れられた実績を活かし、引き続き若者支援に必要な取組を提言していく。</p>	395/400字
<p>実行団体</p>	<p>中間支援組織として、実行団体が本事業終了後に休眠預金に依存せず自走していくための支援として、以下に注力して活動する。</p> <p>①居場所支援ひいては若者支援の重要性・インパクト可視化 居場所支援は支援の現場においてはその重要性が認識されている一方、社会全体でそれが共有されているとは言い難いことから、居場所が若者の自立にとって重要な存在であることを示せるエビデンスづくりをサポートする。</p> <p>②居場所支援等の活動を継続していくための資金・リソース調達能力の向上 居場所を運営していくためには、自治体からの事業受託だけでなく、助成金や寄付など多様な支援性資金の活用が必要不可欠であるため、実行団体の資金調達能力を高めるための各種機会を提供する。</p> <p>③地域社会に対する政策提言、情報発信力の向上 エビデンスの蓄積に留まらず、その成果を積極的に外部に発信し、ネットワーク構築や政策化を推進していくためのノウハウ提供を行う。</p>	400/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	800/800字
<p>【休眠預金事業】</p> <p>休眠預金事業の資金分配団体として以下2事業で採択されている。</p> <p>①2021年度コロナ枠 長期化する若者の「コロナ失職」包括支援事業</p> <p>就労に困難を抱える若者への支援を目的とし、15の支援団体を採択、助成総額約4億円の規模で各種支援を推進した。成果として約10,000名の若者に就労支援の機会を提供し、約400名の就労等進路決定を実現。本事業を通じ、ICTを活用した就労支援などの取組が試みられ、現在も複数の実行団体が活動を継続。</p> <p>②2022年度コロナ枠 若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業</p> <p>孤立・孤独を抱える若者世代への支援を目的とし、8団体を採択し、助成総額約2.6億円の規模で夜間のコースセンター事業への助成を行った。本事業を通じ約1,400名の若者が各実行団体につながり、延べ約2万人の若者がコースセンターを利用した。加えて、利用者を対象としたアンケートにより、本事業が若者の孤立・孤独の解消につながったことを定量的に示し、マスメディア等を通じ広く社会に必要性を提示した。採択団体の約4割が現在も夜間の居場所事業を続けていることも本事業の必要性の高さの証左であると考えられる。</p> <p>【休眠預金事業以外】</p> <p>①若者UPプロジェクト／Global Skills Initiative</p> <p>日本マイクロソフト社と協働で若者向けスキルアップ機会を提供。育て上げネットは中間支援団体として全国40の支援機関にリソースを提供、5万人以上の若者が参加。本事業は2018年に厚生労働省に事業譲渡される形で政策化され、現在は全国提供されている。</p> <p>②Youth Drive</p> <p>J.P.モルガンと協働での就労支援事業。1,200名の無業の若者に就業機会を提供、うち50%が就労した。加えて、雇用される以外の多様な働き方に関する支援プログラムの形成に取り組み、政府および厚生労働省の事業の仕様書等に反映された。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	762/800字
<p>①調査研究</p> <p>立命館大学、東京工業大学と協働し、若年無業者白書を刊行。若者の実態や支援必要性について広く取りまとめ情報発信を行っている（参考URL：https://www.sodateage.net/results/#research）</p> <p>また、休眠預金事業として採択された取組の一環として、夜の居場所利用者の実態調査（2022年度コロナ枠）、高校生に対する実態調査（2024年度コロナ枠）などを実施している。</p> <p>②他団体との連携・マッチング</p> <p>日本マイクロソフト社等との連携事業である若者UPプロジェクト、Global Skills Initiativeなどの実績を有する。本プロジェクトでは、民間企業、NPO等支援機関、厚生労働省等の省庁や自治体と言った幅広いプレイヤーとの協働を行った。（参考URL：https://www.sodateage.net/news/12478/）</p> <p>また、ソフトウェア開発で若者を積極的に採用しているデジタルハーツ社と連携して、プログラムのバグ発見を題材とした「バグトレ」事業を実施しているほか、リクルート、新生銀行、キンドリル、リコー、アクセンチュア、東京都ソーシャルファーム認定企業等との支援プログラムの協働開発、提供実績を有する。</p> <p>③伴走支援の実績</p> <p>上述の若者UPプロジェクト、Global Skills Initiativeでは、全国の合計80団体などに対する伴走支援を行っているほか、休眠預金活用事業「長期化する若者の『コロナ失職』包括支援」では15団体、若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業では8団体への伴走支援を実施している。</p> <p>④事業事例等</p> <p>冒頭に記載した自主事業の他、地域若者サポートステーション事業および地方自治体の若者支援事業の受託等、行政との連携事業も数多く実施している。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	
(2)実行団体のイメージ	支援（活動・場所）基盤と若者支援に関する実績を有する一方で、アウトリーチとしての夜間の居場所運営に取り組んだ経験は少ない支援団体。 支援リソースはあるものの、まだ繋がっていない若者層へのアウトリーチに課題を持っている。運営面では、中長期的な資金調達、行政や他団体との緊密な連携が課題となっている。また、支援・活動の成果を可視化し、行政や地域に対し若者支援の必要性を提示していく意思がある。	194/200字
(3)1実行団体当り助成金額	助成金約1500万円（最大2000万円）＋調査研究費75万円（最大100万円）	40/200字
(4)案件発掘の工夫	弊団体は若者の居場所づくり・就労支援団体としては日本で最大の事業規模と歴史があり、同分野で活動している有力な実行団体との強いネットワークを持っており、広く声をかけることが可能。現在運営している「夜のユースセンター」は支援機関・省庁・大臣クラスの視察なども受け入れており、FDOとしての信頼性を訴求することも強みである。SNS,インターネットによる情報発信も積極的であり、広範囲の呼びかけが可能である。	200/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>【本部の体制】</p> <p>事業責任者（1名）：事業統括。JANPIAおよび実行団体代表者等とのコミュニケーションを担当。</p> <p>総務担当（1名）：契約締結を担当。</p> <p>経理担当（1名）：経理業務を担当。</p> <p>広報担当（1名）：各種情報発信およびアドボカシー活動を担当。</p> <p>情報システム担当（1名）：各種情報の取り扱いを担当。</p> <p>経理サポート（1名）：実行団体の証票類の整理、記録の照合等を担当。</p> <p>【POの体制】</p> <p>団体職員（3名）：実行団体とのコミュニケーションおよび事業評価サポートを担当。</p> <p>外部メンバー（1名）：伴走支援のための環境整備を担当。</p> <p>【評価関連体制】</p> <p>外部メンバー（1名）：インパクト評価に関わるサポートを担当。</p>				300/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	4名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	他団体へのコンサルティングサポートと兼務。本事業の稼働割合は約50%（特に業務集かが予想される事業開始初期フェーズの稼働割合）。
		既存PO人数	3名		予定あり(詳細は右記のとおり)
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	ガバナンス・コンプライアンスに関する各種規程類を整備（倫理規程、事務局規程、役員報酬規程、コンプライアンス規程、利益相反規程、情報公開規程、文書管理規程、会計に関する規程、給与規程、出張規程、慶弔規程、育児・介護休業規程、ハラスメント等防止規程、懲戒規程、賃金・謝金等支払規程、情報セキュリティ規定、個人情報保護規定、内部通報規定）している。加えて団体内に通報窓口を設け、情報収集手段も整備している。				200/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	若者とつながるための「夜の居場所」創出および経営運営支援事業
	団体名	特定非営利活動法人育て上げネット

	助成金
事業費	86,801,900
実行団体への助成	75,000,000
管理的経費	11,801,900
プログラムオフィサー関連経費	14,627,040
評価関連経費	7,399,660
資金分配団体用	3,649,660
実行団体用	3,750,000
合計	108,828,600

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	23,970,020	33,940,380	28,891,500	86,801,900
実行団体への助成		20,000,000	30,000,000	25,000,000	75,000,000
-					
管理的経費	0	3,970,020	3,940,380	3,891,500	11,801,900

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	5,460,660	4,460,440	4,705,940	14,627,040
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,984,000	4,383,000	4,683,500	14,050,500
その他経費	0	476,660	77,440	22,440	576,540

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,147,220	2,647,220	2,605,220	7,399,660
資金分配団体用	0	1,147,220	1,147,220	1,355,220	3,649,660
実行団体用		1,000,000	1,500,000	1,250,000	3,750,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計 (A+B+C)	0	31,577,900	41,048,040	36,202,660	108,828,600

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人育て上げネット		
郵便番号	190-0011		
都道府県	東京都		
市区町村	立川市		
番地等	高松町二丁目9番22号 生活館ビル3階		
電話番号	042-527-6051		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.sodateage.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.youtube.com/@npo_sodateagenet (Youtube)	
		https://www.facebook.com/sodateage.net/ (Facebook)	
		https://twitter.com/sodateagenet (Twitter)	
設立年月日	2004/01/01		
法人格取得年月日	2004/05/13		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クドウ ケイ
	氏名	工藤 啓
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	141
常勤職員・従業員数 [人]	82
有給 [人]	82
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	59
有給 [人]	59
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	4
団体会員 [団体数]	0
団体其他会員 [団体数]	4
個人会員・ボランティア数	123
ボランティア人数(前年度実績) [人]	100
個人正会員 [人]	16
個人其他会員 [人]	7

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	日本非営利組織評価センター/グッドガバナンス認証/ 2020年度認証、2023年度更新 https://jcne.or.jp/gg/2019g0017.html

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>(休眠預金事業以外)</p> <p>2021年度事業：Citi財団、キャタピラー財団、三菱みらい育成財団、合同会社西友等</p> <p>2022年度事業：ジョンソンエンドジョンソン、キャタピラー財、日本財団他</p> <p>2023年度事業：Citi財団、アクセンチュア株式会社、レノボ・ジャパン株式会社他</p> <p>2024年度事業：アクセンチュア株式会社、三菱みらい育成財団</p>

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請		左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合
	年度	事業	種別・状況		
1	2021年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択		NPO法人キッズドア 困窮する子ども・若者の自立支援事業
2	2021年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		特定非営利活動法人育て上げネット 長期化する若者の「コロナ失職」包括支援
3	2021年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択		公益社団法人ユニバーサル志縁センター 少年院を出院した少年の更生自立支援事業
4	2022年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択		公益社団法人ユニバーサル志縁センター 社会的自立が困難な若者に対する伴走型就労支援事業
5	2022年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		特定非営利活動法人育て上げネット 若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業
6	2023年度	緊急枠	実行団体に採択		NPO法人キッズドア 高校生世代の子育て家庭「くらしと学びの危機」緊急支援事業
7	2024年度	通常枠	実行団体に申請中（当落未定）		特定非営利活動法人OVA 自殺ハイリスク領域におけるゲートキーパー育成&アウトリーチ支援事業
7					
7					
7					
7					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	若者をつなげるための「夜の居場所」創出および経営運営支援事業
団体名:	特定非営利活動法人育て上げネット
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	確認が必要です。6列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※参照等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条2項・3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条4項
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第30条2項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条2項・3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条4項
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条・第6条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等防止規程	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第2章
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3章
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条3項3号・4号・5号
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第9条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第25条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務局規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条、別表2
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	危機管理マニュアル	火災・地震、危険行為等、屋外インシデント、情報漏洩時に関する事案発生時の対応
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	危機管理方針	第2条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	危機管理方針	第3条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	危機管理マニュアル	第2条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款	第43条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第42条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計に関する規程	第4条、第10条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計に関する規程	第5条・第6条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計に関する規程	第11条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	定款	第45条
(7) 決算		公募申請時に提出	定款	第48条

定 款

特定非営利活動法人

育て上げネット

特定非営利活動法人 育て上げネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人育て上げネットという。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を東京都立川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般的な就職等による社会的な自立が困難であると予想される、又は現実に困難になっている青少年に対して、未就労状況からの脱却と就労の機会を与え、且つ、集団生活、共同作業等社会参加基礎訓練の場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた就労と社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 青少年の就労機会獲得を支援する事業
 - ② 青少年の家族及びその関係者に対する支援事業
 - ③ 青少年の社会的孤立を予防するための支援事業
 - ④ 青少年の就労と社会参加のための社会資源開発と広報事業
 - ⑤ 就労機会拡張のための職業紹介事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品等の販売事業

② 出版事業

③ 協賛企業等との広告宣伝に関する事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人には次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) その他の会員 別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得るものとする。
3 理事長は、正当な理由がない限り、前項の者の入会を認めるものとする。入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面若しくは電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上

(選任等)

第14条 理事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、理事長1名を選任する。また、必要に応じて、副理事長、専務理事、常務理事を理事会が選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事の選任は、総会において行う。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長、専務理事、常務理事の業務は理事長が別に定める。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事はその職務を代行する。
- 4 理事は、本定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第50条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 理事の報酬及び職務
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) その他この法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(理事会への出席及び定足数)

第35条 本定款に規定する理事会への出席には、招集時に予め通知された開催場所への出席のほか、議長が必要と認めるときには、即時性と双方向性が確保されたテレビ会議システム等を利用することによる出席を含めるものとする。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決、又は他の出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 第2項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（即時性と双方向性が確保されたテレビ会議システム等による出席者及び、書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員の過半数が総会に出席し、その3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による

解散を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人青少年自立援助センターに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、法に規定する事項については官報に掲載して行い、その他規定のない事項については、この法人のホームページにおいて行う。但し、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行い、法35条第2項に規定する事項の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第56条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(任免)

第57条 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|----------|-----|---------|--------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 0円、会費年額 | 3,000円 |
| (2) 特別会員 | 入会金 | 0円、会費年額 | 0円 |

(別表)

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	(イトウ サダツグ) 工藤 定次		無
理事	(ミヤモト ミチコ) 宮本 みち子		無
理事	(ワダ シゲヒロ) 和田 重宏		無
理事	(オガラ リョウサブロー) 小倉 良三郎		無
理事	(サカモト アキオ) 坂本 昭雄		無
理事	(イシヤマ ヨシノリ) 石山 義典		無
監事	(ヨシノ カツタニ) 吉野 勝訓		無

この定款は特定非営利活動法人 育て上げネットの
定款に相違ないことを証す

令和5年2月22日
特定非営利活動法人 育て上げネット
理 事 長 工 藤 啓

